

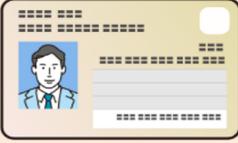
オンラインを使用した口座開設の場合

口座開設の際は、個人番号のご提供が必須となります。

撮影による本人確認(スマートフォンでその場で撮影・提出)



スマートフォンで
顔を撮影



マイナンバーカード

or



通知カード

以下の中からいずれか **1点**

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・住民基本台帳カード(顔写真付)

or



住民票
(マイナンバー記載有)

以下の中からいずれか **1点**

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・住民基本台帳カード(顔写真付)

アップロードによる本人確認



マイナンバーカード

以下の中からいずれか **1点**

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・健康保険証
- ・住民票の写し

or



通知カード

以下の中からいずれか **2点**

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード(顔写真付)
- ・住民票の写し

or



住民票
(マイナンバー記載有)

以下の中からいずれか **2点**

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード(顔写真付)

書類を使用した口座開設の場合

口座開設の際は、**個人番号のご提供が必須**となります。

個人番号確認書類
個人番号カード
通知カードのコピー(ご本人様確認書類とはなりません)
住民票の写し(個人番号記載あり)
住民票の記載事項証明書(個人番号記載あり)

ご提出書類
個人番号カード(両面)or住民票の写し(個人番号記載あり)+本人確認書類1点
通知カードの写し+本人確認書類2点

ご本人様確認書類一覧
【顔写真つきのご本人確認書類】
個人番号カード
運転免許証(裏面に変更事項の記載がある場合は裏面のコピーも必要)
運転経歴証明書(平成24年4月1日以降の交付)
身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳
戦傷病者手帳
療育手帳
在留カード
特別永住者証明書
官公庁発行・発給書類(写真付き)
【顔写真のないご本人確認書類】
印鑑登録証明書
住民票の写し(個人番号記載あり・なし)
住民票の記載事項証明書(個人番号記載あり・なし)
各種保険証
各種年金手帳(厚生年金・船舶保険年金は除く)
各種福祉手帳
官公庁発行・発給書類(写真なし)
戸籍の附票の写し (住所、氏名、生年月日、性別が記載されている書面をご提出下さい)
顔写真のないご本人確認書類(補完書面) ※当社が認める書類に限ります。
国税もしくは地方税の領収証書
納税証明書
社会保険料の領収証書
公共料金(電気・ガス・水道)の領収証書

主な本人確認書類の組み合わせ
【例1】個人番号カード(両面)+運転免許証
【例2】個人番号カード(両面)+住民票の写し(個人番号記載あり・なし)
【例3】運転免許証+住民票の写し(個人番号記載あり)
【例4】通知カードのコピー+運転免許証+各種保険証
※通知カードのコピーはご本人様確認書類として、取り扱いが出来ませんので通知カードのコピー以外に2種類の本人確認書類をご提出いただきます。 ※通知カードに記載されている住所が現住所と相違している場合は「住民票(個人番号記載あり)」をご用意ください。 ※健康保険証の表面に住所の記載がない場合は、裏面に住所を手書きで追記し裏面もコピーしてください

●ご本人様ご提出の際の注意事項

- ・犯罪収益移転防止法の改正(2020年4月1日施行)による本人確認の厳格化に伴い、郵送での書類提出については本人確認書類2種類の提出が必須となります。
- ・当社にご提出時点で、有効期限内であることが必要です。住民票など公的書類の有効期限は発行日より6ヶ月以内となります。
- ・氏名・住所・生年月日の記載が確認できない場合には、口座開設手続きが出来ない場合がございます。
- ・ご提出いただいた書類と弊社登録住所・氏名が同一でない場合、受付が出来ません。
- ・本人確認書類等に表示されている機微情報(本籍地、臓器提供意思確認欄・病歴等)や健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号(QRコード含む)等は黒塗り(マスキング)したうえでご提出ください。提出書類に機微情報や被保険者等記号・番号が含まれていた場合は、当社にて該当箇所を判読できないように処理いたします。
- ・第三者によりご提示いただく場合には、別途当社がご用意した委任状のご提出が必要です。

●その他注意事項

当社からの挨拶状の受領確認まで下記の場合はお取引を開始することが出来ません。

- ①郵送で口座開設書類をご提出いただいた場合
- ②住民票の写し及び補完書面でご提出の場合
- ③住民票の記載事項証明書及び補完書面でご提出の場合
- ④住民票の写し及び印鑑証明書(届出印と相違)でご提出の場合
- ⑤住民票の記載事項証明書及び印鑑証明書(届出印と相違)でご提出の場合
- ⑥印鑑証明書(届出印と相違)及び補完書面でご提出の場合